

# 農林水産商工常任委員会提出資料

(平成27年5月20日)

項目	ページ
1 農業大学校の学生及び研修生の動向 【農業大学校】 .....	1
2 「むら・まち支え合い共生の里」の協定調印について 【農地・水保全課】 .....	2
3 第1回食のみやこ戦略チーム会議の開催結果について 【とっとり農業戦略課】 .....	別紙
4 とっとり花回廊の指定管理者募集要項(案)の概要について 【生産振興課】 .....	3
5 「第57回鳥取県しいたけ品評会」の開催について 【県産材・林産振興課】 .....	5
6 第60回鳥取県植樹祭の開催について 【森林づくり推進課】 .....	6
7 松くい虫防除に係る空中散布について 【森林づくり推進課】 .....	7
8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】 .....	8

農 林 水 産 部



# 農業大学の学生及び研修生の動向

平成27年5月20日  
農業大学校

## 1 養成課程

主に高卒者を対象とし、修業期間は2年間。

### (1) 応募者・入学者の状況

入学者数は、定員30名に対し平成22年度は33名と多かったが、その後は25名前後で推移している。

専攻別では、毎年野菜コースの学生が多く、一時期人数の少なかった果樹コースは近年は5～7名が入学している。

単位:人

入学年度	22	23	24	25	26	27	
応募者数	38	48	32	29	29	25	
入学者数	果樹	7	2	5	7	6	5
	野菜	10(1)	10	9(1)	8	8	9(1)
	花き	6	3	6	1	3	1
	作物	5	5	3	6(1)	4(1)	4
	畜産	5	6(1)	3	3	2	4
	合計	33(1)	26(1)	26(1)	25(1)	23(1)	23(1)

注:( )は、社会人特別入学(但し内数)

### (2) 卒業生の進路

非農家出身学生が多い状況の中、新規就農を含めて農業法人等への雇用による就農を推進しており、近年の就農率は50%前後で推移していたが、今春の卒業生は自営、雇用就農者が多く、就農率が80%と高くなった。

単位:人

区分	卒業年度	21	22	23	24	25	26
就農(a)		4	0	0	1	2	4
農業法人等(b)		3	5	10	11	9	11
研修等の後就農(c)		3	3	3	0	0	1
就職		8	10	12	10	9	3
進学		0	1	1	1	0	0
未定		3	2	1	0	2	1
合計(d)		21	21	27	23	22	20
就農率(a+b+c)/d		48%	38%	48%	52%	50%	80%

## 2 研修課程

就農を目指す社会人を対象とし、修業期間は1年以内。

近年の農業への関心の高まりを反映して退職帰農、IJUターン就農希望者等の応募が多く、毎年30～40名程度の受講者がある。(平成23年度から25年度にかけて定員を30名から37名に増員)

専攻別では、野菜の専攻の希望者が多い。修了者の9割以上が就農している。

年度	応募者数	受講者数<延べ>						修了者 <実数>	就農者 <実数>	就農率 %
		果樹	野菜	花き	作物	畜産	計			
21	40	1	29	1	0	0	31	28(0)	27	96
22	33	2	21	3	0	0	26	20(2)	19	95
23	34	2	27	0	0	0	29	24(3)	22	92
24	49	10	26	8	2	0	46	29(7)	28	97
25	34	11	17	2	2	2	34	25(1)	23	92
26	45	9	25	5	1	1	41	35(1)	32	91
計	235	35	145	19	5	3	207	161(14)	151	94

注:( )は、短期研修修了後のアグリスタート研修受講者数(但し内数)

## 「むら・まち支え合い共生の里」の協定調印について

平成27年5月20日

農地・水保全課

農村と市街地公民館が連携し、農地や農業用水路など地域資源の保全活動を行いながら、農産物の生産や加工品づくりなどにも取り組み、農業・農村の活性化につなげる「むら・まち支え合い共生の里」について、この度2つの協定の調印式を行いました。

### 1 協定調印式の概要

- (1) 日 時 平成27年5月18日(月) 午後1時から午後2時まで
- (2) 場 所 知事公邸 第一応接室(鳥取市東町1丁目133)
- (3) 内 容 ①概要説明 ②協定書署名 ③記念撮影 ④記者会見
- (4) 出席者

地区名	集 落	公民館	鳥取県(※)	市 町
屋住地区	鳥取市用瀬町 屋住集落 公民館長 池本 和明	醇風地区公民館 館長 米谷 信夫	鳥取県 副知事 林 昭男	鳥取市 市長 深澤 義彦
河本地区	鳥取市佐治町 河本集落 区長 井上 健一	富桑地区公民館 館長 福田 睦史	鳥取県 副知事 林 昭男	鳥取市 市長 深澤 義彦

※協定書は事前に平井知事が署名し、当日は林副知事が平井知事の署名を確認した。

### 2 協定の概要

#### (1) 屋住地区

- 1) 農 村 屋住集落(鳥取市用瀬町屋住)
- 2) 公 民 館 醇風地区公民館(鳥取市西町)
- 3) 協定期間 平成27年5月18日～平成30年3月31日(3年間)
- 4) 活動計画の概要

以下の活動について、屋住集落と醇風地区公民館が共同作業等を実施する。

- ①農地や水路等農業用施設の保全管理(草刈、泥上げ等)
- ②田植・稲刈体験、遊休農地を活用した農作物の植付け・収穫  
(もち米、サツマイモ、加工品づくりに向けた作物等)
- ③収穫祭
- ④「屋住の湧き水」「不動岩」等の農村資源を活用した交流

#### (2) 河本地区

- 1) 農 村 河本集落(鳥取市佐治町河本)
- 2) 公 民 館 富桑地区公民館(鳥取市行徳)
- 3) 協定期間 平成27年5月18日～平成30年3月31日(3年間)
- 4) 活動計画の概要

以下の活動について、河本集落と富桑地区公民館が共同作業等を実施する。

- ①農地や水路等農業用施設の保全管理(草刈、泥上げ等)
- ②棚田での田植え、稲刈り
- ③梨、りんごの袋かけ、収穫
- ④収穫祭

# とっとり花回廊の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成27年5月20日  
生産振興課

平成28年度からとっとり花回廊の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

## 1 指定管理者が行う業務

### (1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 交流・学習に関する業務  
(他施設・他団体との交流、学習・普及啓発活動、地元自治体・地域との連携)
- エ その他、施設の管理運営に必要な業務（利用者応接、利用者へのサービス提供など）

### (2) 管理の基準（基本的事項）

#### ア 基本方針

メインフラワーをユリとする花と緑があふれる「日本最高レベルのフラワーガーデン」にふさわしい施設設備の維持管理及び利用者へのサービス提供に努め、本県の観光拠点施設としてとっとり花回廊の利用促進を図ること。

また、県内産花きの優先調達及びPRを通じて、県内花き園芸の振興に資すること。

#### イ 開園時間、休園日、利用料金等はあらかじめ知事の承認を得て決定する。

- ・開園時間は現行（9時から17時まで（12月から3月は、9時から16時半まで））の開園時間数を下回らないこと。
- ・休園日は現行（12月から3月までの火曜日及び12月29日から1月1日まで）の休園日数を上回らないこと。
- ・利用料金は高校生以上1000円/人、小中学生500円/人を原則上限とする。

#### ウ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

### (3) その他、管理上の条件等

- ア 本県の観光拠点施設として、周辺観光地・施設と一体となった情報発信・広報宣伝に努め、利用促進を図ること。また、県内産花きのPRにも努めること。
- イ とっとり花回廊の魅力向上、利用者の満足度向上につながるイベントを効果的な時期や方法により企画・実施することにより、利用促進を図ること。
- ウ 園内外において、花と緑、自然に関する学習・普及啓発活動を行うこと。
- エ とっとり花回廊へは公共交通機関が直接乗り入っていないことから、その代替手段として米子駅ととっとり花回廊とを結ぶ無料シャトルバスを運行することにより、利用者への利便提供及び利用促進を図ること。
- オ 次の者を配置すること。
  - (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（園長）
  - (イ) 業務の区分（施設管理業務、運営管理業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者
  - (ウ) 施設管理業務を担当し、必要な資格（危険物取扱者、水道技術管理者、防災管理者）を有する者
  - (エ) 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者
- カ 再委託に関する条件：業務を一括して第三者に再委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の業者に委託することができること。
  - (ア) 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。
  - (イ) 再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。
  - (ウ) 障がい者福祉の観点から、小規模作業所等へ除草、清掃等を内容とする軽作業業務を再委託すること。
  - (エ) 高齢者雇用に配慮するため、シルバー人材センター等へ除草作業等を再委託すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額1,758,370千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

4 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール（案）

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始         | 平成27年 6月中旬              |
| (2) 募集の締切         | 平成27年 7月下旬              |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成27年 8月上旬              |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成27年 8月中旬              |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成27年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理者候補を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者（弁護士）、税理士、観光業関係者、花関係者、教育関係者、地域代表、農林水産部長〔計7名〕

(3) 選定基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例）

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・観光振興への取組、花き園芸振興への取組 ・サービス向上策、利用促進策等 ○管理の基準 ・開園時間、休園日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握及び対応方針
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保出来る見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

## 「第57回鳥取県しいたけ品評会」の開催について

平成27年5月20日

県産材・林産振興課

原木しいたけの生産技術の改善と品質の向上、県産椎茸ブランドの向上と消費拡大を図るため、「第57回鳥取県しいたけ品評会」を開催します。

### 1 開催日時

平成27年5月31日（日）午前10時～午後3時

### 2 開催場所

鳥取いなば農業協同組合本所（鳥取市湖山町東5丁目261）

### 3 主 催

全国農業協同組合連合会鳥取県本部・鳥取県椎茸生産組合連合会・鳥取県

### 4 日 程

	時間・場所	主な内容
展 示	午前10時 ～午後3時 3階 3-1会議室	県下全域より出品された乾しいたけ約105箱（予定）を一堂に展示 ※一般県民の皆さんも見学可能です。
表 彰 式	午後1時 ～午後2時30分 5階 5-1会議室	品質の優秀な出品物22点を表彰 最優秀：林野庁長官賞2点、鳥取県知事賞4点 優 秀：全農鳥取県本部長賞7点、日本きのこセンター理事長賞7点 等 ※入賞した出品物は、石川県で6月16日（火）に開催される第48回全農乾椎茸品評会に出品されます。
その他イベント	午前10時 ～午後2時30分 3階 3-1会議室、 4階廊下	・しいたけ入りジャンボ巻き寿司作り ・原木しいたけ栽培における経営相談窓口 ・児童が描いたきのこのこの絵画展示

### (参考)

第47回全農乾椎茸品評会の結果（平成26年6月13日 埼玉県で開催）

- ・団体表彰：団体優勝（初めての団体優勝（19年度）以降、23、24年度に次いで4回目）
- ・個人表彰：農林水産大臣賞1点を含めて8点入賞

## 第60回鳥取県植樹祭の開催について

平成27年5月20日  
森林づくり推進課

森林の役割や大切さ、森・川・海のつながり、農林水産業との関連性等について情報発信し、植樹活動等を通じて、広く森林づくり活動に県民参加を呼び掛けるとともに、第64回全国植樹祭の成果を継承し、「とっとりグリーンウェイブ」の気運を更に高めるため第60回鳥取県植樹祭を開催しました。

- 1 テーマ 「風紋を守る緑を 未来へと」
- 2 日時 平成27年5月10日(日)10時～15時
- 3 場所 鳥取市福部町湯山「鳥取砂丘オアシス広場」
- 4 主催 鳥取県、鳥取市、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
- 5 協力 鳥取県東部森林組合
- 6 来場者数 県民、みどりの少年団など約600人
- 7 開催概要

◇参加者植樹(10時から)

抵抗性クロマツを植樹

◇記念式典(10時50分から)

- ・オープニング 和太鼓演奏(逢鷲太鼓連)  
みどりの少年団 団旗行進

・表彰

○県植樹祭テーマ

最優秀賞：澤米 政さん(鳥取市立中ノ郷小学校6年)

優秀賞：有田 進さん(鳥取市在住)

○鳥取県美しいもりづくり功労者知事表彰

湯山観光委員会(鳥取市)

霜村 芳照さん(鳥取市)

特定非営利活動法人氷ノ山ネイチャークラブ(若桜町)

南さいはく地域振興協議会(南部町)

江府町立江府小学校(江府町)

・苗木の贈呈

第64回全国植樹祭お手播き樹の引渡し式

(鳥取市立福部小学校へ 樹種：イロハモミジ)

・森林・みどりへの思い発表

鳥取市立福部小学校みどりの少年団代表、山湯山らっきょう生産組合代表

・代表記念植樹 ヤマモモを植樹

・還暦記念植樹 ハマナスを植樹

◇自然・木にふれる催し(13時から)

- ・木工教室
- ・ジオ工作体験(砂絵づくり)
- ・鳥取砂丘探検

◇その他

・砂丘らっきょうなど東部地区特産物等の販売、緑化苗木無料配布

・森林環境保全税、とっとり共生の森、J-クレジット、県産材需要拡大への取り組み等PR

・第64回全国植樹祭メモリアル展示





## 松くい虫防除に係る空中散布について

平成27年5月20日  
森林づくり推進課

- 9市町は、昨年に引き続き海岸防災林など重要な松林で空中散布を実施し、松くい虫被害を予防します。
- 県は、空中散布を実施する市町に対する必要な支援や県民への情報提供等を行います。

- 実施市町への支援
  - ・空中散布に必要な経費の助成、交通規制の周知など広域的な連絡調整
  - ・有機農家、養蜂所在地などの情報提供
  - ・実施マニュアルの提供、連絡網の整備など適正な実施指導
- 県民への情報提供
  - ・新聞広告、ホームページ、関係機関や教育機関への通知等県民への広報・周知

### 【概要】

- 実施予定時期(\*天候により変更あり)
  - 第1回目 6月1日(月)～6月9日(火)
  - 第2回目 6月15日(月)～6月23日(火)

### 2 実施予定市町及び面積

(単位:ha)

区 分	実施市町数	実施面積	備 考
平成27年度(A)	9	1,290	2市、7町
平成26年度(B)	9	1,366	2市、7町
差引増減(A-B)	—	△ 76	

※事業実施主体は各市町

<平成27年度実施予定市町>

東部地区：鳥取市 47ha、岩美町 16ha(対前年△47ha)

中部地区：三朝町 192ha、湯梨浜町 47ha、琴浦町 177ha、北栄町 98ha

西部地区：米子市 170ha(対前年△5ha)、大山町 400ha(対前年△24ha)、伯耆町 143ha

注1) (対前年)の記載のない市町は前年と同面積

注2) 鳥取市、岩美町、湯梨浜町の散布は第1回目のみ

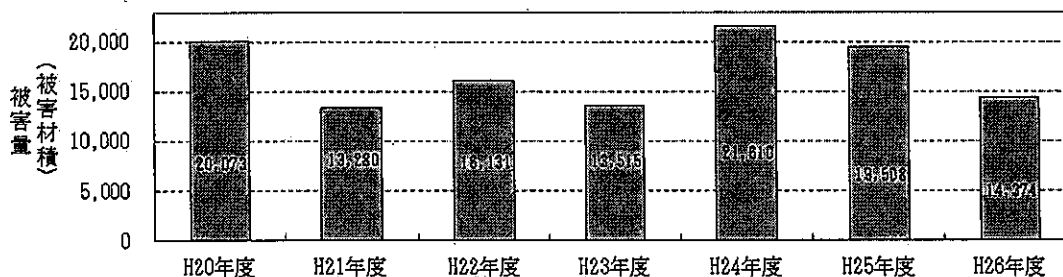
### 3 秋期の松くい虫防除

県と市町村は、海岸防災林などの重要松林で発生した被害木について伐倒駆除等を行い、被害の拡大防止を徹底する。

### 【参考】

松くい虫被害量の推移

(単位: m<sup>3</sup>)



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成27年5月20日  
農地・水保全課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	備要
農地・水保全課 (西部総合事務所 農林局)	下鞍屋地区小水力発電 所(水車発電機等製作添 付)工事	日野郡 江府町 助沢	株式会社 明電舎 関西支社 執行役員支社長 石井 清弘	(当初契約額) 185,414,400円	平成25年12月6日 ~ 平成27年3月16日	平成25年12月5日 (当初契約年月日)	水車・発電機および配電盤等電気設備の製作添付工事 水車 N=1台 発電機 N=1台 配電盤・情報伝達装置等 1式	
				(第1回変更後契約額) 207,039,240円 〔 (変更額) 21,624,840円 〕	平成25年12月6日 ~ 平成27年6月21日	(第1回変更契約年月日) 平成27年3月12日	○変更内容(+21,625千円) ・発電取水量を自動検測し、適正取水ができるように既存ダム コンピューターに流量監視システムを追加したことによる増。 ・中国電力の電線に連系する際の電圧降下を防止するための 電圧変動抑制装置を追加したことによる増。 ・上記増工に伴う工期の延伸。(98日間)	